

必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五十二条の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

(変更の届出)

第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

(新設)

(新設)

第五十二条の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

第二節 業務

(業務の範囲)

- 第五十二条の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。
- 3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。
- 4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

(分別管理)

(新設)

(新設)

第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）に関する顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（顧客に対する説明等）

第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属銀行の商号
- 二 第二条第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

- 2 銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為に關し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。
- 3 前二項及び他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に關して取得した顧客に

（新設）

する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、虚偽のことを行ふ行為
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者（次号において「密接関係者」という。）の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- 四 当該銀行代理業者の密接関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件に照らして当該所属銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂

(新設)

行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものと除外する。)

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(特定銀行代理業者の休日及び営業時間)

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者（特定銀行代理行為（内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ。）を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。）の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

(新設)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店

頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めることにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第五十二条の四十九 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(新設)

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。 その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき。 その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人

(銀行代理業者による報告又は資料の提出)

第五十二条の五十三 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(新設)

(銀行代理業者に対する立入検査)

- 第五十二条の五十四 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行代理業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令等)

- 第五十二条の五十五 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

(新設)

第五十二条の五十六 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号の

いづれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二

条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理

業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくな

つたとき。

二 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた

こととが判明したとき。

三 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したと

き。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五

号までのいづれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理

業者に対し当該役員の解任を命ぜることができる。

(許可の失効)

第五十二条の五十七 銀行代理業者が次の各号のいづれかに該当す

るときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。

一 第五十二条の五十二各号のいづれかに該当することとなつた

(新設)

(新設)

とき。

- 二 所属銀行がなくなつたとき。
三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

第五節 所属銀行等

（銀行代理業者に対する指導等）

第五十二条の五十八 所属銀行は、銀行代理業者が當む銀行代理業に關し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

- 2 銀行代理業再委託者（銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、銀行代理業再受託者（銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を當む銀行代理業者をいう。以下同じ。）が當む銀行代理業に關し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（所属銀行等の賠償責任）

（新設）

（新設）

第五十二条の五十九 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をしがつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは。

3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をしがつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

5 民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の

（新設）

制限) の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

(銀行代理業者の原簿)

- 第五十二条の六十 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。)に備え置かなければならない。
- 2 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対し、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節 雜則

(適用除外)

- 第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかるらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。)は、銀行代理業を営むことができる。
- 2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合は、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六条、第二项及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一

(新設)

(新設)

まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前十三条、次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八章 雜則

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〇八 （略）

2 · 3 （略）

第八章 雜則

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〇八 （略）

2 · 3 （略）

4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより

、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

(内閣総理大臣の告示)

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一〇九 (略)

十一 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。

十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

(財務大臣への資料提出等)

第五十七条の四 (略)

(新設)

4 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前

項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

(内閣総理大臣の告示)

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(財務大臣への資料提出等)

第五十七条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行代理業者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(内閣府令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可又は承認に關する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(内閣府令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、認可又は承認に關する申請の手續、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十一条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者

第六十一条 第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けないで銀行業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者

五 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

者

六 第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に銀行代理業を
営ませた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役
又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付
した条件に違反した者

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項

若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業
務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役
又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項
の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず
、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚
偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 (略)

一の三 第二十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九
第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これ

第六十二条 第四条第四項の規定により付した条件に違反した者又
は第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の三十四第

一項若しくは第四項の規定による業務の全部若しくは一部の停止
の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役
又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務
報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に
記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれら
の書類の提出をした者

一の二 (略)

一の三 第二十二条第一項若しくは第二項又は第五十二条の二十
九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公

らの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四〇七 （略）

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付隨する業務以外の業務を営んだ者

十 （略）

衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四〇七 （略）

（新設）

八 （略）

第六十三条の二 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は

第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

（新設）

第六十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定

第六十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定

める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

- 二 第六十三条第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二 二億円以下の罰金刑
- 三 第六十一条、第六十一条の二、第六十三条第五号、第六号若しくは第九号又は前条 各本条の罰金刑

2 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者（銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者であつた者を含み、銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主

める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

- 二 前条第一号から第四号まで、第七号又は第八号 二億円以下の罰金刑
- 三 第六十一条、第六十一条の二又は前条第五号若しくは第六号 各本条の罰金刑

2 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者（銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該銀行議決権大量保有者であつた者を含み、銀行議決権大量保有者が法人（第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要